大槌町地球温暖化対策協議会会則

（名 称）

第１条 本会は大槌町地球温暖化対策協議会と称する。（以下「協議会」という。）

（目 的）

第２条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。

（活 動）

第３条 協議会は次に掲げる活動を行う。

（１） 岩手県及び大槌町が定める地球温暖化対策の計画に沿った普及啓発活動

（２） 会員相互の情報交換、発信

（３） その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

（組 織）

第４条 協議会は第２条に定めた目的に賛同する個人、法人、団体等（以下「会員」という。）をもって構成する。

（入会）

第５条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

２ 協議会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第６条 会員が次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。

(1) 会員から別に定める退会届が会長に提出されたとき。

(2) 会員が死亡又は解散したとき。

（役 員）

第７条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 １名

(2) 副会長 １名

（役員の選出及び任期）

第８条 会長及び役員は、委員の互選により総会において選出する。

２ 各委員は会長が指名する。

３ 役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

４ 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第９条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3　役員は役員会議に出席し、第３条に定めた活動について協議する。
4　事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

（役員の報酬）

第 10 条 役員は無報酬とする。

（会 議）

第 11 条 会議は総会と役員会とする。

2 総会は年１回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員の選任、事業報告並びに活動計画等について決定する。
3 役員会は必要に応じ随時開催し、第３条に定めた活動について協議する。
4 会議の議長は会長が務める。
5 必要に応じ、専門委員会をおくことができる

（会費）

第 12 条 協議会の会費は無料とする。

2　協議会の活動において必要に応じて実費負担を求めることができる。

（事務局）

第 13 条　事務局は大槌町町民課内におく。

（補 則）

第 14 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

この会則は、令和８年２月 10 日から施行する